

○下松市自主防災組織補助金交付要綱

令和4年6月21日

下松市自主防災組織補助金交付要綱（平成20年12月8日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内に設立された自主防災組織の育成を図り、もって市民の防災意識の普及及び高揚に資することを目的に、自主防災組織の活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、下松市補助金等の交付に関する規則（平成23年下松市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 下松市自主防災組織認定要綱（平成20年12月8日制定）により認定された組織をいう。
- (2) 防災資機材 自主防災組織が防災活動を行うために使用する資機材及び自主防災組織が長期保管する災害備蓄品で、別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 防災訓練 自主防災組織が主体となり、災害の発生、避難所の運営等を想定し実施する訓練をいう。
- (4) 防災研修会 防災、減災等について見識を深めることを目的として実施される研修会をいう。
- (5) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構による認証登録を受けた者をいう。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、自主防災組織とする。

（補助金の種類及び額）

第4条 補助金の種類及び額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

（交付申請）

第5条 規則第4条の必要な書類は、補助対象となる経費の見積書の写しとする。

（実績報告）

第6条 規則第7条の必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 結成補助金及び防災資機材購入補助金 補助対象となる経費の領収書の写し

- (2) 防災訓練等実施補助金 防災訓練又は防災研修会の参加者名簿
- (3) 防災士資格取得補助金 防災士資格を証する書類の写し及び補助対象となる経費の領収書の写し
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 本要綱の施行日以前に認定を受けた自主防災組織の結成補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (令和7年1月20日)
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

防災資機材	ベスト、キャップ、ヘルメット、腕章、ハンドマイク、無線機、テント、防水シート、土のう袋、はしご、救助用ロープ、スコップ、のこぎり、バール、つるはし、ジャッキ、担架、救急セット、懐中電灯、給水タンク、消火器、消火ホース、バケツ、非常食、毛布、ラジオ、乾電池、簡易トイレ、非常用バッテリー、発電機、その他市長が必要と認めたもの
-------	---

別表第2 (第4条関係)

(令7. 1. 20・一部改正)

補助金の種類	補助金の額	交付の制限等
結成補助金	100,000円を上限とし、防災資機材の購入に要した額又は結成時加入世帯数に500円を乗じ50,000円を加えて得た額のいずれか低い額	各組織1回限り(認定年度のみ)
防災資機材購入補助金	防災資機材の購入に要した額に3分の2を乗じて得た額又は50,000円のいずれか低い額	各組織同一年度1回限り(認定2年目以降)
防災訓練等実施補助金	防災訓練又は防災研修会の参加者数に200円を乗じて得た額又は50,000円のいずれか低い額	各組織同一年度2回までの実施を対象とし、左記の参加者数は延べ人数とする。

防災士資格 取得補助金	防災士教本代、防災士資格取得試験受験 料及び防災士認証登録料に相当する額	山口県が実施する 自主防災アドバイザー養成研修を修 了し、防災士資格を 取得した者に限る。
----------------	---	--